

奈 公 行 第 11 号

平成 23 年 3 月 3 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 高 杉 美根子 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

I. 少子化対応事業について

5. 認可保育事業の保育料について

①保育料の払い戻しは会計規則に基づき実施すべきである

(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書52ページ)

【監査結果】

概要で示したとおり、保育料の徴収過不足についても保育所で追加徴収または払戻しを行っている。しかし、現年度に属する歳入の過誤納となった金額を払戻ししようとするときは、保育課課長が速やかに戻出命令書を会計管理者に送付し、当該収入した科目から戻出手続きを経なければならないところ（会計規則第22条）、実際は追加徴収した現金を払戻しに充てている。この状態では、帳簿上の現金残高と実際の現金残高が相違した場合、収入と支出のどちらに原因があるのか把握し難くなる。したがって、会計規則に基づいた事務手続きを経て保育料の払い戻しを行うべきである。

【措置の内容】

平成22年4月から奈良市公金取扱事務適正化方針を受け、会計規則に基づき実施しています。